○○通所リハビリテーション事業所運営規程（例）

　（事業の目的）

第１条　○○通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、通所リハビリテーション等を提供することによって、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　通所リハビリテーション等の事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

２　前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。

３　通所リハビリテーション等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

 一　名称 　・・・

 二　所在地 徳島県・・・

　（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

 一　管理者　１名

 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

 二　医師　 〇名以上

　　　利用者の診療及び医学的管理を行う。

 三　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　〇名以上

 理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行う。

 四　看護師又は准看護師　〇名以上

 利用者の看護を行う。

 五　介護職員　〇名以上

 利用者の日常生活の支援を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

 一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

 二　営業時間 午前８時３０分から午後５時までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

　三　サービス提供時間　午前９時から午後４時３０分までとする。

　（通所リハビリテーション等の利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、○○名とする。

　（通所リハビリテーション等の内容）

第７条　通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

 一　リハビリテーション

 二　食事介助

　三　入浴介護

 四　送迎

　（通所リハビリテーション等の利用料その他必要な費用の額）

第８条　通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

 一　通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の費用

 通常の事業の実施地域を越えてから片道おおむね○㎞未満　　　円

 通常の事業の実施地域を越えてから片道おおむね○㎞以上　　　円

 二　食費　　　○○○円

 三　おむつ代　実費

 四　その他利用者に負担させることが適当と認められる費用

３　前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

　（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○町及び○○町とする。

　（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は、通所リハビリテーション等の利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

 一　火気の取扱いには十分注意することとし、所定の場所以外では喫煙を控えること。

 二　事業所内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努めること。

 三　他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

　（緊急時等における対応方法）

第１１条　管理者等は、通所リハビリテーション等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。

２　前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　（非常災害対策）

第１３条　防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期さなければならない。

　（衛生管理等）

第１４条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

　（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業者は、従事者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

 一　採用時研修　採用時から○箇月以内

 二　継続研修　　年○回

２　従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

　　　附　則

 この規程は、平成　年　月１日から施行する。

この規定は、令和　年　月１日から施行する。